

租 税 法

本試験

第 2 問

問題 1

問 1

～ 略 ～

[資料]

4. 減価償却についての資料

(1) 当社の減価償却資産のうち、申告調整の検討を要するものは以下のとおりである。その他の減価償却資産については申告調整を要するものはない。なお、当社は設立以来、減価償却資産の償却方法選定の届出は行っていない。

(単位：円)

種類・細目等	取得価額	期首 帳簿価額	圧縮額 (損金経理)	減価 償却費	除却損	期末 帳簿価額	法定 耐用年数	備考
建物： 事務所 a	200,000,000	—	180,000,000	250,000	—	19,750,000	41 年	(注 1)
器具備品： パソコン b	180,000	120,000	—	—	120,000	—	4 年	(注 2)
器具備品： 複写機 c	1,800,000	—	—	300,000	—	1,500,000	5 年	(注 3)

(注 1) 事務所 a は、平成 27 年 10 月 1 日に租税特別措置法第 65 条の 7 (特定の資産の買換えの場合の課税の特例) の規定を適用して取得し同日事業の用に供したもので、180,000,000 円を損金経理による圧縮記帳を行ったが、同条による圧縮限度額は 146,000,000 円であった。

(注 2) パソコン b は、平成 27 年 2 月 1 日に取得し同日事業の用に供した法人税法施行令第 133 条の 2 (一括償却資産の損金算入) の規定を適用したものであるが、平成 28 年 2 月に除却した。

(注 3) 複写機 c は、平成 27 年 10 月 1 日にリース契約 (リース期間は 5 年) を締結し、同日事業の用に供した 1 台当たり (通常 1 台ごとにと取引される。) 180,000 円の複写機計 10 台で、法人税法施行令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引に該当するものである。

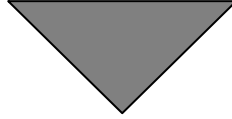
この 10 台の取得価額合計 1,800,000 円は、契約において定められたリース期間に支払うべきリース料の合計額であり、利息相当額は区分することができず、また、残価保証額に相当する金額は含まれていない。

(2) 当社が当期に取得した特定生産性向上設備等は以下のとおりである。なお、当該機械 d の減価償却費を、当社にとって当期の法人税の納付額が最も少なくなるように、償却限度額まで損金経理で計上している。

種類等	取得価額	取得年月日 及び事業共用年月日	法定耐用年数	備考
機械 d 1 台	20,000,000 円	平成 27 年 4 月 1 日	7 年	租税特別措置法第 42 条の 12 の 5 に規定する特定生産性向上設備等に該当する。

(3) 当期に取得した減価償却資産の償却率等は下表のとおりである。

法定耐用年数	4年	5年	7年	41年
定額法償却率	0.250	0.200	0.143	0.025
定額法	償却率	0.500	0.400	0.286
	改定償却率	1.000	0.500	0.334
	保証率	0.12499	0.10800	0.08680
				0.01741



論文公開模試

第2問

問題1

問1

～ 略 ～

6 減価償却資産の償却費についての資料

当期において損金経理をした減価償却資産の償却費の金額等のうち考慮すべきものは、次表のとおりである。当社は設立以来、償却方法の選定の届出を行っていない。

種類	取得日	取得価額	損金経理した償却費等の額	期末帳簿価額	法定耐用年数
建物Ⅰ	平成8年4月	90,000,000円	600,000円	4,000,000円	24年
建物Ⅱ	平成19年9月	18,000,000円	11,600,000円	0円	24年
建物附属設備	平成17年5月	70,000,000円	1,000,000円	5,000,000円	15年
器具備品	平成27年10月	410,000円	200,000円	210,000円	5年
車両運搬具	平成27年7月	33,000,000円	6,600,000円	26,400,000円	5年

(注1) 建物Ⅰについては、前期から繰り越された償却超過額が130,000円ある。

(注2) 建物Ⅱについては、平成27年9月の台風による水害によって損壊したため除却した。

なお、この損壊し除却した建物Ⅱに対する損害保険金として取得し収益計上した金額が20,000,000円ある。当社は、この保険金のうち19,000,000円を用いて、翌事業年度に代替資産を取得する予定である。当社は、これにつき特別勘定積立金を剰余金処分経理により18,000,000円積み立てている。

また、損壊建物の除去等に関して当社が負担した金額は1,500,000円であり、販売費及び一般管理費に計上されている。

(注3) 建物附属設備は本社ビルの空調設備であるが、平成27年6月13日に消費電力が少なくなる部品交換工事を実施し、工事費用20,000,000円を支出し、維持管理費用として費用に計上した。

工事前の設備は通常の維持管理を実施していたため、機能的には十分に使用可能であったが、工事の結果、消費電力は減少して空調の能力は向上、また、使用可能期間も延長している。

(注4) 器具備品は映写機であり、購入翌日である平成27年10月29日に投影テストを行い、異常なく利用できることを確認しているが、実際に利用したのは、平成27年12月2日に実施された社内研修が初めてである。

(注5) 建設資材の配送に使用するトラック5台を、従来のディーゼル車から天然ガス車両(耐用年数5年)に入れ替えることとし、平成27年7月2日にリース会社と契約して、5台を導入し業務に供している。

リース契約の内容は次のとおりである。

- ① リース期間は4年
- ② 車両価格は1台6,600,000円、5台合計33,000,000円で残価保証額はない。
- ③ 月額リース料は1台150,000円、5台合計750,000円で、リース料総額と車両価格との差額は利息相当額である。
- ④ 中途の解約はできず、車両の使用に伴って生ずる費用は実質的に当社が負担し、リース期間終了後に車両はリース会社に返還する。

当社はリース資産について売買処理を行い、車両価格と利息部分を区分した上で、取得価額に計上している。また、利息部分については、リース料支払明細書に記載された各月の利息額を、支払時の費用として計上している。

<減価償却資産の償却率表>

平成19年3月31日以前取得分				平成19年4月1日以後取得分				平成24年4月1日以後取得分			
耐用年数	5年	15年	24年	耐用年数	5年	15年	24年	耐用年数	5年	15年	24年
旧定額法	0.200	0.066	0.042	定額法	0.200	0.067	0.042	定額法	0.200	0.067	0.042
旧定率法	0.369	0.142	0.092	定率法	0.500	0.167	0.104	定率法	0.400	0.133	0.083